（商品先物取引仲介業者の帳簿の作成に関する経過措置）

第十四条　商品先物取引仲介業者がその行う商品先物取引仲介業について、施行日から起算して一年を経過する日までの間に新規則第百二十六条の二十五第一項に規定する帳簿に準ずる帳簿を作成した場合には、当該帳簿を同項に規定する帳簿とみなす。

（商品先物取引仲介業者の事業報告書に関する経過措置）

第十五条　新規則第百二十六条の二十七の規定は、施行日の属する事業年度に係る事業報告書については、適用しない。

（特定店頭商品デリバティブ取引業者の帳簿の作成に関する経過措置）

第十六条　特定店頭商品デリバティブ取引業者が、特定店頭商品デリバティブ取引について、施行日から起算して一年を経過する日までの間に新規則別表第六に掲げる帳簿書類に準ずる帳簿書類を作成した場合には、当該帳簿書類を別表第六に掲げる帳簿書類とみなす。

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第十七条　改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法附則第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第十二条第一項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書については、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の規定は、なおその効力を有する。

○経済産業省令第五十一号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十五日

経済産業大臣　大畠　章宏

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部改正）

第一条　商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第八項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、「第四号」の下に「に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）」を加え、「約定指数」を「約定数値」に改める。

第八条第二項第一号中「商品取引所法第二条第八項第二号」を「商品先物取引法第二条第三項第二号」に、「掲げる取引」の下に「（これに類似する外国商品市場取引を含む。）」を加え、同項第二号中「商品取引所法第二条第八項第三号」を「商品先物取引法第二条第三項第三号」に改め、「掲げる取引」の下に「（これに類似する外国商品市場取引を含む。）」を加え、同項第三号中「商品取引所法第二条第八項第四号」を「商品先物取引法第二条第三項第四号」に改め、「掲げる取引」の下に「（これに類似する外国商品市場取引を含む。）」を加える。

第十五条中「第八条」の下に「各号列記以外の部分」を加え、同条第一項第五号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の例外となる顧客の範囲）

第十五条の二　法第二十五条ただし書の顧客は、商品先物取引法第二条第二十五項に規定する特定委託者（商品先物取引法第百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、同法第百九十七条の五第四項（同法第百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）又は同法第百九十七条の五第六項（同法第百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定委託者とみなされる者を含む。）及び同法第二条第二十六項に規定する特定当業者（同法第百九十七条の八第二項において準用する同法第百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、同法第百九十七条の九第二項において準用する同法第百九十七条の五第四項又は第六項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。）とする。

第十六条に次の一号を加える。

五　商品先物取引仲介業（商品先物取引法第二条第二十八項に規定する商品先物取引仲介業をいう。）を行う場合には、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ　商品先物取引仲介業による利益を図るため、その行う商品投資顧問業に関して取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした商品投資を行うこと。

ロ　商品先物取引仲介業により知り得た商品先物取引仲介業に係る顧客の商品デリバティブ取引に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、顧客の利益を図るために商品投資を行うこと（当該商品先物取引仲介業に係る顧客の同意を得て行うものを除く。）。

第十六条の次に次の一条を加える。

（商品先物取引業を行う場合の禁止行為）

第十六条の二　法第二十八条の二第二号の主務省令で定める行為は、商品投資顧問業者が、その行う商品先物取引業により知り得た商品先物取引業に係る顧客の商品デリバティブ取引に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、顧客の利益を図るために商品投資を行う行為（当該商品先物取引業に係る顧客の同意を得て行うものを除く。）とする。

第十七条第二項第三号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改める。

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則の廃止）

第二条　海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則（昭和五十八年通商産業省令第三号）は、廃止する。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第三条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、「、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）」を削り、同条第四項中「商品取引員」を「商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者」に、「、店頭商品先物取引業者及び海外商品取引業者」を「及び特定店頭商品デリバティブ取引業者」に改める。

第二百四十五条第二項中「商品取引所法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」を「商品先物取引法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法附則第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）の規定の適用については、第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則の規定は、なおその効力を有する。